

(2) 緑の景域

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準	ゾーン ^{※1}		
		里	共	
建築物				
配置・高さ・規模	①主要な箇所 ^{※2} （道路や河川、公園・広場など）からの山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	○	○	
	②周囲に寺社林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめることが望ましい。	○	○	
	③まとまった農地や、古民家や文化財等の景観資源に近接する場合は、これらの保全に配慮した配置及び規模とすることが望ましい。	○	○	
	④集合住宅・工場・倉庫などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みとの調和させることが望ましい。	—	○	
形態意匠	①建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。	○	○	
	外壁等	①外観等は、周囲の自然景観と調和させることが望ましい。	○	○
		②長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。	—	○
	屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。	○	○
	建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	○	○
	付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。	○	○
材料	①建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	○	○	
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	○	○	
外構等（建築物に付随するもの）				
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	○	○	
	②敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	○	○	
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立たないように配慮することが望ましい。	○	○	
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とすることが望ましい。※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	○	○	

※1 「里」は里地里山ゾーン、「共」は里地共生ゾーンを示す。

※2 各ゾーンの主要な箇所は下記参照。

※2 主要な箇所（緑の景域）

ゾーン		主要な箇所
里	里地里山ゾーン	三陸縦貫自動車道、国道 346 号、県道竹谷・幡谷線、主要地方道仙台・松島線、吉田川、高城川、町民の森、治祐ヶ森自然公園、明治潜穴周辺
共	里地共生ゾーン	三陸縦貫自動車道、国道 346 号、主要地方道仙台・松島線、松島北インターチェンジ周辺、松島大郷インターチェンジ周辺、品井沼駅周辺、元禄潜穴周辺